

区社協 正会員のみなさまへ（正会員の手引き）

1. 登録事項の変更について

代表者や連絡先が変わった場合や、退会を希望される団体は、事務局までご連絡ください。

2. 会費について

毎年4月頃、次のとおり正会費を徴収させていただきます。

なお会費は年度の途中に入・退会する場合でも月割計算や返金はありません。

また、当年度の3月31日までに納入がない場合は、退会とさせていただきます。

3. 部会・分科会について

(1) 部会：理事や評議員などの役員を選出する際に開催します。

(2) 分科会：共通の課題などを話し合う場です。（開催時は別途通知）

該当する分科会は下記のとおりですが、★印の分科会についてのみ、他種会員（第2・3・4・6・7種会員）もオブザーバー参加することができます。

また、合同で開催することもあります。



種別	会 員	年会費	分 科 会			部 会
第5種	障害者団体等当事者団体	5,000円	障害福祉 関係分科会 (★)	児童福祉 関係分科会 (★)	高齢福祉 関係分科会 (★)	当事者団体部会 (当事者団体)
第1種	公私社会福祉事業施設 及び団体	10,000円				専門団体部会 (福祉・ 医療施設)
第7種	その他社会福祉に 関係ある団体	5,000円				
			※第7種会員は、活動種類によっては分科会に該当しない場合もあります。			
第2種	民生委員児童委員	1,000円	民生委員児童委員分科会 (月1回：区民児協と同時開催)			地域福祉 団体部会
第3種	地区社会福祉協議会	5,000円	地区社会福祉協議会分科会 (2ヶ月に1回程度開催)			
第4種	地区連合会 (自治会町内会)	30円×町会加入 世帯数	自治連合会分科会 (月1回：区自治連と同時開催)			
第6種	ボランティア ・市民活動団体	5,000円	ボランティア・市民活動団体分科会 (第3木曜日13:30～開催)			
第8種	社会福祉関係行政機関	免 除				
第9種	学識経験者	免 除				学識経験者部会

4. 助成金制度「鶴見ふれあい善意銀行」への会員優遇枠について

(1) 上限を1万円上乘せして申請することができます。

※ただし、申請時までには会費を納入していることが条件となります。

(平成29年4月28日申込〆切)

(2) 一部書類（名簿等）の添付が免除されます。

(3) 10万を越える助成額を申請する場合、審査会（ボランティアセンター運営委員会）でのプレゼンテーションが免除されます。

5. 区社協広報紙「福祉つるみ」への記事掲載について



(1) 概要

発行日：6・10・2月の各1日（原則）
仕様等：A4版4ページ（4色刷）12万7千部発行
配布先：区内全戸配布・区内施設等

(2) 記事募集

掲載場所：4頁「お知らせ」欄
掲載内容：区内で行われる福祉保健に関わるイベント・講座等のお知らせ
※営利事業・宗教・政治等に関わるものは掲載できません
※区社協会員が優先となります（希望が多い場合には調整しますのでご了承ください）
掲載申込：下記の内容をFAXまたはE-mailにて区社協までお知らせください。
①タイトル（25字程度） ②説明（50字程度） ③日時 ④場所
⑤内容 ⑥申込方法 ⑦連絡先（住所・団体名・TEL・FAX・担当者） ⑧その他
申込×切：掲載月の2ヶ月前の15日前後（詳しくはお問い合わせください）

6. 区社協ホームページへのリンクについて (<http://www.yturumi-shakyo.jp/>)

区社協のホームページのリンク集への掲載を希望される団体は、「①件名：区社協HPリンク希望 ②団体名（正式名称）③連絡担当者氏名」を、メールでご連絡ください。（info@yturumi-shakyo.jp）

7. 協働事業等について／共催・後援名義の使用申請について

(1) 協働事業について

鶴見区社協は、会員の皆さんとの協働により、講座などの事業を行っています。協働事業では、区社協が経費の一部を負担したり、「福祉つるみ」などで広く周知することができます。

※協働で行う事業は、広く区民に開かれており、鶴見区の福祉の発展に役立つ事業です。

また、年間で開催できる数が限られています。詳しくはご相談ください。

(2) 共催・後援名義の使用申請について

各種イベントなどにおいて、「社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会」の共催・後援名義の使用の申請ができます。

	承認の方法	申請×切
共催	理事会の承認	開催日の前3ヶ月前まで (理事会の開催が不定期のためお早めにご相談ください)
後援	会長専決（会長の承認）	開催日の約1ヶ月前まで

社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会

住所：〒230-0051 鶴見区鶴見中央4-37-7リオベルデ鶴声2階
TEL：504-5619 E-mail: info@yturumi-syakyo.jp
FAX：504-5616 <http://www.yturumi-shakyo.jp>

■区社協事務所	月～土	8:45～17:15	
■あんしんセンター	月～金	8:45～17:00	504-8530（専用TEL）
■送迎サービス	月～金	9:00～17:00	502-2686（専用TEL）
■ボランティアセンター	月～土	9:00～17:00	504-5625（専用TEL）
■移動情報センター	月～金	8:45～17:15	504-5050（専用TEL）
■福祉保健活動拠点	毎日	9:00～21:00（※日・祝のみ9:00～17:00）	

★鶴見区社協は、「鶴見区福祉保健活動拠点（拠点）」の運営を横浜市から受託しており、部屋や機材等の貸し出しを行っております。拠点の利用を希望される団体は、区社協への入会とは別に、団体登録が必要です。